

○下水道事業受益者負担に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年千葉県条例第34号。以下「条例」という。）及び千葉県都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和55年千葉県規則第18号。以下「規則」という。）に基づき、負担金の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予の基準)

第2条 規則第10条第2項に規定する負担金の徴収猶予の可否の決定は、別表1に掲げる区分によるものとする。

(減免の基準)

第3条 規則第12条第2項に規定する負担金の減免の可否の決定は、別表2に掲げる区分によるものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

別表 1

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予の区分	猶予期間	猶予額	添付書類
1 受益者がその財産について震災、風水害その他の災害を受けたとき	1年以内	全額	罹災証明書
2 盗難にあったとき	1年以内	全額	盗難証明書
3 受益者又は受益者と生計を一にする親族が傷病により長期療養を必要とするとき	1年以内	全額	医師の診断書
4 当該土地が係争中のとき	判決等により係争事由が解決するときまで	全額	訴状の写し等
5 農家住宅等の竹林・耕作中の畑及び納屋・作業小屋等の敷地の用に供されている土地で、相当期間、当該土地の利用状況が変わらないと認められるとき	当該土地の部分に建築物等が建設され、公共下水道に接続されるまで	当該土地の面積に単位負担金額を乗じた額（10円未満切捨て）	土地利用計画書
6 市長が土地の状況により特に徴収猶予が必要であると認めるとき	市長が認める期間	市長が認める額	市長が必要と認める書類

別表2

下水道事業受益者負担金減免基準

対象となる土地		減免率	摘要	主な施設
国又は地方公共団体が公共の用に供している土地（条例第8条第1項）		100%		道路、公園、広場、下水道敷等
国が公用に供し、又は供することを予定している土地（条例第8条第2項第1号）	国立学校用地	75%		
	国立社会福祉施設用地	75%		国立身体障害者更生指導所、国立光明寮、国立救護院、国立知的障害児施設、国立ろうあ者更生指導所等
	警察法務収容施設用地	75%		刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導所等
	一般庁舎用地	50%		
	国立病院用地	25%		
	有料の公務員宿舎用地	25%	無料の場合はそれぞれの付属する施設として扱う。	

対象となる土地		減免率	摘要	主な施設
地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地（条例第8条第2項第1号）	社会教育施設用地	55%		図書館、会館、体育施設及びこれらに準ずる施設（宿舍用地その他有償で貸付けてあるものを除く。）
	学校用地	55%	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に係る土地	国立学校を除く小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園
	児童福祉施設用地	55%	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設用地	助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童更生施設、養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び救護院
	児童厚生施設用地	55%	児童福祉法第40条に規定する施設用地	児童遊園、児童館等
	老人福祉施設用地	55%	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別

対象となる土地	減免率	摘要	主な施設	
地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地（条例第8条第2項第1号）		定する施設用地	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター	
	知的障害者援護施設用地	55%	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する施設用地	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
	身体障害者更生援護施設用地	55%	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する施設用地	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設
	一般庁舎用地	30%	職員等が住居に使用する建物用地を除く。	
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地（条例第8条第2項第2号）	25%	造幣局特別会計、印刷局特別会計、郵政事業特別会計及び林野事業特別会計に属する行政財産並び		

対象となる土地		減免率	摘要	主な施設
			に地方公共団体にあつては、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく企業の用に供している土地	
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地(条例第8条第2項第3号)		100%		道路敷、公園敷、広場用地、下水道敷地
生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている受益者その他これらに準ずる特別の事情があると認められる受益者に係る土地(条例第8条第2項第4号)		100%		
事業のため土地、物件又は金銭を提供した受益者に係る土地(条例第8条第2項第5号)			提供した土地若しくは物件の評価額又は金銭の額(ただし、当該受益者に係る負担金額を限度とする。)	
その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地(条例第8条第2項第6号)	鉄 道 用 地	踏切敷地	100%	
		線路敷地(高架を除く。)	90%	
		その他鉄道施設用地	20%	駅舎、操車場等

対象となる土地	減免率	摘 要	主 な 施 設	
その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地（条例第8条第2項第6号）	消防施設用地	100%	消防団が所有する消防用器具、備品等の格納に係る土地	防火用水槽敷地、消防器具格納庫等
	保 安 林	100%		
	境 内 地	30%	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地	
	墓 地	100%		
	私立学校用地	55%	学校教育法第1条に規定する学校で私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地（管理者、職員等が住居に使用する建物敷を除く。）	
専修学校及び各種学校用地	55%	学校教育法第82条の2に規定する専修		

対象となる土地	減免率	摘 要	主 な 施 設
その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地（条例第8条第2項第6号）		学校の敷地及び同法第83条に規定する各種学校の敷地（管理者、職員等が住居に使用する建物敷を除く。）	
公道から公道へ通ずるために設けられた私道	100%	不特定多数の者が使用するものに限る。	
高圧線下の土地	100%	契約により建築物が設置できないものに限る。	
地域の自治的団体が使用している施設に係る土地	50%		集会所、遊園地、広場等
宅地として利用し難い崖地	100%		
公共下水道に接続不可能な低地	100%		

対象となる土地		減免率	摘要	主な施設
その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地（条例第8条第2項第6号）	その他実情に応じ減免する必要があると認められる土地	市長が認める率		